

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)吸込流量発信器(高)側配管において、変形(曲がり)が認められたため、当該配管を交換。	D	
2	1号機	補機冷却海水ポンプ(A~C)出口配管及びタービン補機冷却系熱交換器の海水入口配管において、内面に腐食・減肉が認められたため、当該箇所を補修。	D	
3	1号機	窒素供給装置液体窒素貯槽圧力調節弁駆動用空気のフレキシブルチューブにおいて、空気漏れが認められたため、当該フレキシブルチューブを交換。	D	
4	1号機	主復水器ホットウェル(A、C)系の屋根板サポート点検時、A系サポート付根部にひび及びC系付根部に浸食が認められたため、当該部を補修。	D	
5	1号機	第4給水加熱器(B)水室1次ドレン弁点検時、弁箱内に木くず及びゴム片が認められたため、当該品を回収。	D	
6	1号機	循環水系配管逆洗弁室の点検において、内面ライニングに膨れ・剥離が認められたため、当該部を補修。	D	
7	1号機	第3給水加熱器(C)伝熱管の渦流探傷検査において、支え板部(10本)に外面減肉が認められたため、当該管に閉止栓取付。	D	
8	1号機	残留熱除去系(B、C)の水抜き作業時、ドレン弁開度の調整不良によりブロー量が多く、原子炉建屋高電導度廃液サンプ(C)から2重槽へのオーバーフロー(約4m ³)及び同系ポンプ(C)室内の機器ファンネルより水の漏えい(堰内:約235cc、放射エネルギー:約2.1×10 ² Bq)が認められたため、当該水を除去・除染、対応検討。	C	
9	3,4号廃棄物処理設備	加熱蒸気及び戻り系フラッシュコンデンサ浸透探傷検査において、本体胴フランジシート面に指示模様が認められたため、当該部を補修。	D	
10	3,4号廃棄物処理設備	加熱蒸気供給配管スチームドレントラップドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
11	3,4号廃棄物処理設備	プラスチック固化系乾燥機(A)点検時、加熱蒸気供給弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3,4号廃棄物 処理設備	プラスチック固化系乾燥機(A)点検時、蒸気入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353